

平成25年5月17日 独立行政法人改革に関する
有識者懇談会(第5回)提出資料
平成25年6月5日 行政改革推進会議(第3回)提出資料



独立行政法人制度の改革について

独立行政法人制度改革に対する基本的な考え方

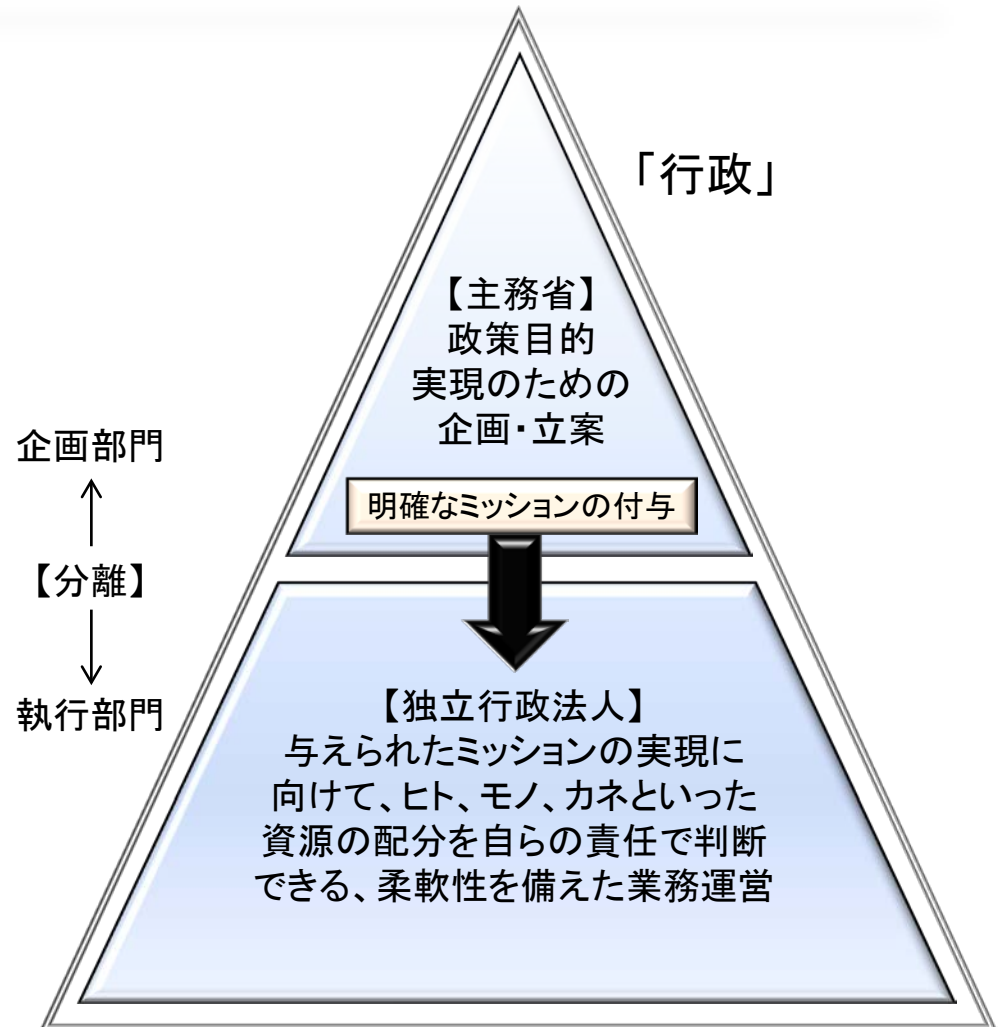
独立行政法人制度の本来の趣旨

「効率的で質の高い行政の実現」

- ⇒
- ・ 政策の企画部門と執行部門を分離
 - ・ 主務省の政策目的を実現するための実施機関として、執行部門に法人格を付与

↓
本来の趣旨が生かされる
改革とすべき

- ① 主務省は、自らの政策目的を遂行するために、独立行政法人に対して明確なミッションを付与
- ② 独立行政法人は、行政主体として、与えられたミッションを効率的・効果的に実施できる体制を整備



課題と改革の方向性 1 ミッションの明確化とガバナンスの強化

課題

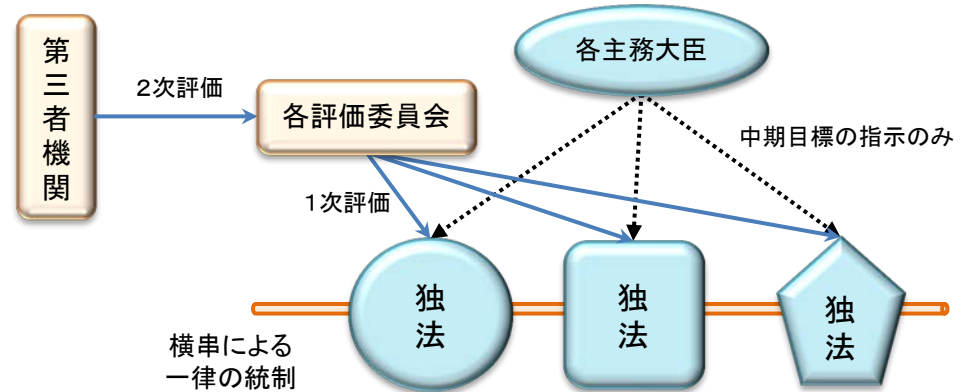
これまで各法人共通の制度・仕組みや全法人への一律の横串ルール(「ヨコ」の統制)が強調される一方、各行政において主務大臣から独法に対し、政策体系に位置付けられた的確かつ明確なミッションを与えられていたかという視点(「タテ」の管理)での検証が不十分だったのではないかと。

独法において、主務省から任された行政事務が適正に運営されるよう、法人内外のガバナンス強化が重要。

改革の方向性

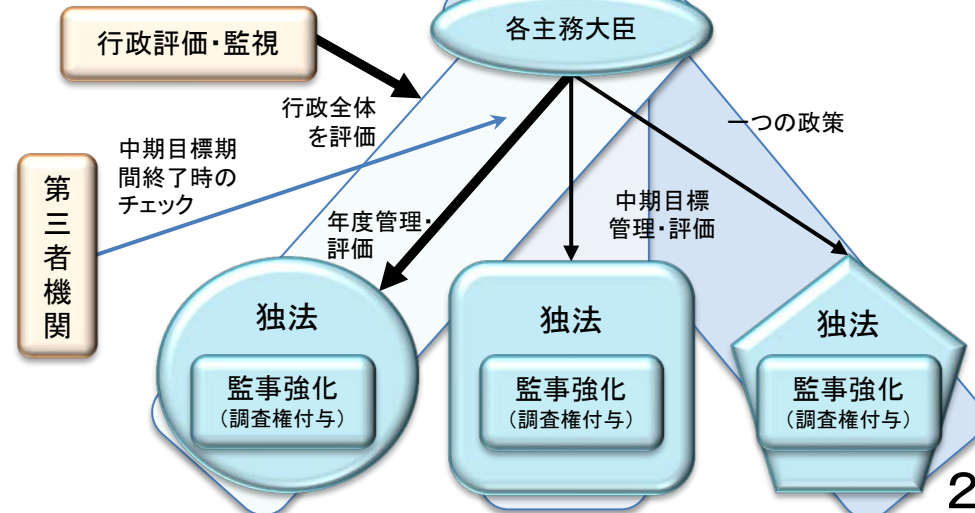
- 主務大臣が法人に的確かつ明確なミッションを与え、主務大臣自らが評価する「主務大臣－独法」の関係の明確化(「タテ」の関係の明確化)。
- 事務の性質上、毎年度、主務大臣からの指示に基づく確実・正確な執行に重点を置くべき法人は、制度上別の取扱い(年度管理)とすること。
- 法人内部のガバナンス強化のため、監事の役割を充実させること。

現行 強い「ヨコ」の統制と弱い「タテ」の管理



政策の方向性

政策体系に位置づけられた「主務大臣－独法」のタテの関係の明確化



課題と改革の方向性 2 PDCAサイクルが機能する目標管理・評価

課題

主務大臣が独法に示す「中期目標」は総花的で目標達成度の客観的な評価が困難なものも多く、また、中期を総括した評価が次期中期目標策定に生かされていないなど、PDCAサイクルが十分に機能していないのではないかと。

(多層的な評価による作業負担の一方で、評価の実効性が不十分なのではないかと。)

改革の方向性

独法の目標管理・評価の枠組みは、「主務大臣—独法」の関係を主軸としつつ、「簡素・効率的で実効性の高い」ものとする。

- ・主務大臣が責任をもってPDCAサイクルを機能させられるよう、法人に対して的確かつ明確なミッションを与え、自ら毎年度評価し、評価結果を踏まえ、業務改善に向けた措置を講ずること。
- ・各行政に対し実施する行政評価・監視と、中期目標期間単位での第三者機関によるチェックを有効に組み合わせること。

	現行	改革の方向性
<i>Plan</i> (中期目標の設定)	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの中期目標が総花的で目標達成度を測りがたい(指針なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣が的確かつ明確なミッションを付与 ・総務大臣が目標設定の指針作成(標準・統一化) ・第三者機関のチェック
<i>Do</i> (法人の中期計画に基づく実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中も様々な見直しや横串の統制 ・役員・監事の責任・権限が不明瞭 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が経営努力を発揮できるように、横串の統制の見直し ・役員・監事の責任・権限等を法定
<i>Check</i> (事後評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・各府省評価委が一次評価 ・第三者機関による毎年度の二次評価 ⇒ 多層的・評価疲れの問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・Do及びPlanのチェック ・主務大臣が評価を実施 ・総務大臣が評価の指針作成(標準・統一化) ・行政評価・監視の調査対象化 ・第三者機関が中期目標期間ごとにチェック
<i>Action</i> (評価を受けた見直し)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の評価に基づく大臣による法人への措置権なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣による毎年度の業務改善のための措置 ・必要に応じ、中期目標・中期計画を改訂

課題と改革の方向性 3 インセンティブが機能する仕組み

課題

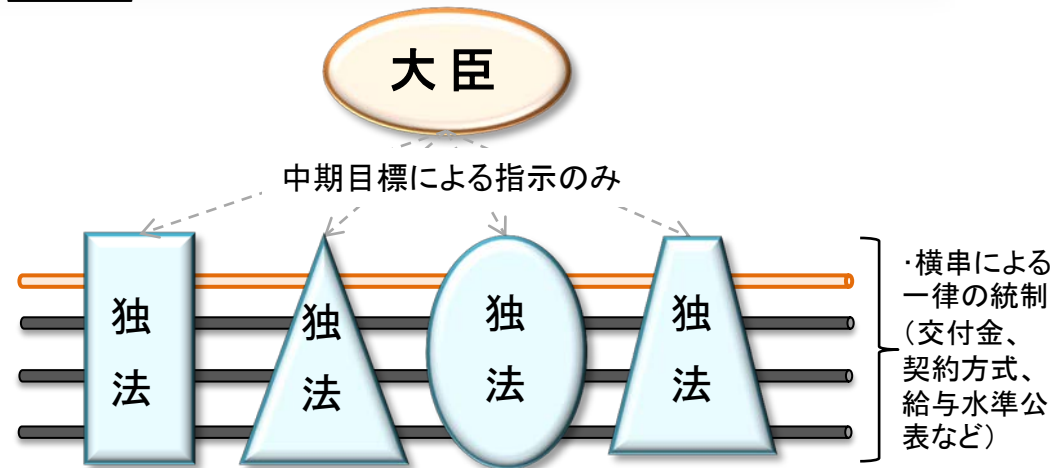
独法化によって、法人自らの経営改善・合理化努力を十分に引き出せているか。

交付金等についても、法人の特性を捨象した横断的な規律・統制が、法人の自主的・自律的経営改善・合理化のインセンティブを損なっているのではないか。

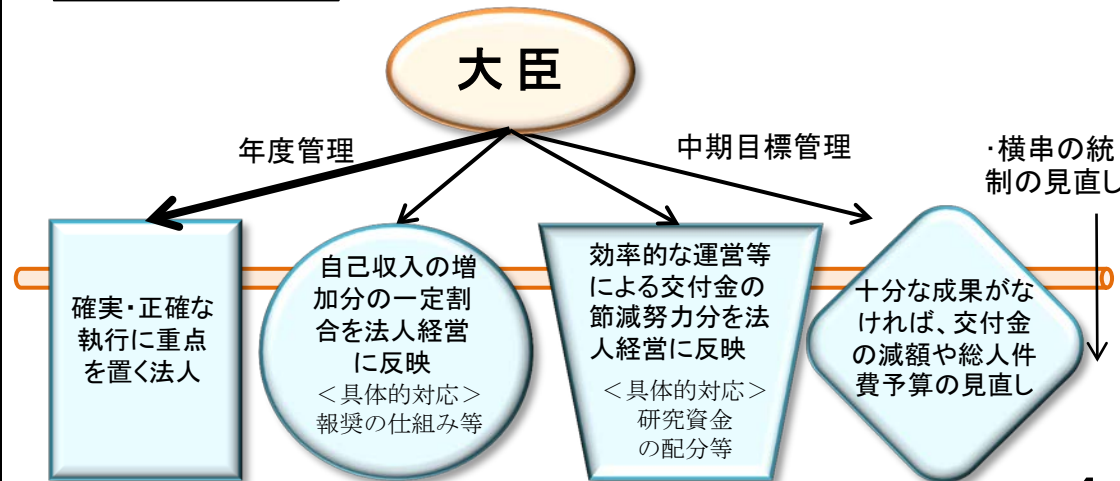
改革の方向性

- 法人の自己収入等の性格に留意しつつ、主体的な経営努力が促進されるようなインセンティブを与える仕組みを整備すること。その際、十分な成果がなければ交付金等の見直しも実施。
- この観点から、交付金、契約方式などの法人による自主的経営改善・合理化努力を損なうような横断的な規律・統制があれば、見直すこと。

現行 本来のインセンティブが機能していない



改革の方向性 インセンティブが機能する仕組みへ



独立行政法人制度改革の位置付けと今後の取組

改革の位置付け

基本的な考え方及びこれまでの課題を整理した上で、意義のある改革を実現。

- ミッション明確化とガバナンス強化（「大臣－法人」の関係明確化等）
- PDCAサイクルが機能する目標管理・評価（簡素・効率的で実効性の高い評価体制の確立等）
- インセンティブが機能する仕組み（横断的な規律・規制の見直し等）

今後の取組

総務省として、行政改革推進本部・内閣官房と連携し、関係法案の策定等、改革の実現に寄与（独法通則法の改正・関係法令の整備等）。

その上で、総務省として対応すべき運用事項を改善。

- ・目標や評価のガイドラインの策定
- ・インセンティブの機能向上に向けた横断的な規律・規制の見直し 等